

松山市条例第13号

令和6年3月19日

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

記

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第1項から第3項までの規定に基づき，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は，介護保険法で使用する用語の例による。

（人員，施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準は，次条に定めるもののほか，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）（同令第28条（同令第50条において準用する場合を含む。）を除き，同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって，その基準とする。この場合において，同令第9条第2項（同令第50条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに，当該入所者から申出があったときは，文書の交付その他適切な方法により，記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない」と，同令第38条第2項（同令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか，必要な技術的読替えは，規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 介護老人保健施設は、地震、風水害及び当該介護老人保健施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護老人保健施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護老人保健施設において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。